

- 三、經込看ニシテ通ヒト同業、仕事ヲスル場合ハ資金ヲ通ヒト
同ルノスルコト
- 二、花見、十七日ノ一日但、定休日ノハセア其日給ハ全額勿スルコト
費用ハ工場至ル全額負担スルコト
- 一、自主的工場運営ノ認ムルコト
- 三、會議中、日始ハ全額勿スルコト
- 四、争議費用ハ工場主ハ全額負担スルコト
- 五、今後、事件、織ハテ犠牲名ヲ絶対ナキハルコト
次上要求又

昭和六年六月二日

鈴木康生會頭業員一同

- (四) 告
- 一、本年正月、新規開業者トテラ多額の支度充當上、甚大
二、新規業者ハ大一個二千一千、小一個二千七百トス
- 三、新規業者ハ大一個二千一千、小一個二千七百トス
- 四、休憩時間ハ午前十時半、午後二時半、日始ニ剰増シトス
- 五、増員分原工場主経営之ヲ行
- 六、欠勤者、賃銀ヲ全額業員ニ剰スルコトハ撤回ス
- 七、病気治療費全額負担
- 八、健保保険適用期例外、病氣持レ日始六割支給
- 九、解雇手当ノ在郎六ヶ月以上、名ニ計シ日始二千六百个支給
- 十、業務訓練費ニ元ヲ充當ス
- 十一、船合ノ旅費、旅費、宿泊費外に全額算入多シ
- 十二、皆勤手当
- 一、皆勤手当ノ計シタリ日始三割支給ス
- 十三、解雇手当ノ在郎六ヶ月以上、名ニ計シ日始二千六百个支給
- 十四、業務訓練費ニ元ヲ充當ス
- 十五、船合ノ旅費、旅費、宿泊費外に全額算入多シ
- 十六、皆勤手当ノ計シ支給ノ四割、三割支給又四割支給第一日始合ノ二十五万
- 十七、皆勤手当ノ計シ支給ノ四割、三割支給又四割支給第一日始合ノ二十五万